

就職後に泣かないための!

就活応援 ホットライン

いこうよれんごうに
0120-154-052

携帯電話、スマートフォンからでもOK!

日本労働組合総連合会(連合)



こんな
トラブルに
要注意!

求人票や求人広告に書かれていた
労働条件と実際の労働条件が違っている
というトラブルが起きています。

トラブル防止には、働き始める前に
労働条件を記載した書面をもらうこと
が大切です。

労働基準法第15条では、「使用者は、労働
契約の締結に際し、労働者に対して賃金、
労働時間その他の労働条件を明示しなけ
ればならない。」と規定しています。

就職前の不安を抱える就活生も、
就職後「こんなはずじゃなかった!」
と悩んでいる社会人も…

まずは
連合に相談を!



「どうしよう…」



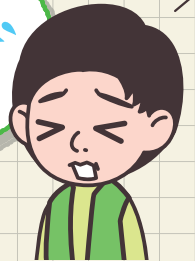
Case 1

求人票では「就業時間9～17時」と書かれていたのに、
実際は毎日22時過ぎまで…。
残業代も「基本給に含まれている」と言われ、
支払われない。

Case 2

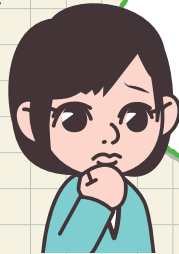
求人サイトでは「正社員」、
免許・資格は「不問」だったのに、面接で
「〇〇の資格をもっていないなら契約社員です。
それが嫌なら不採用」と言われた。

「なんで～!？」



Case 3

「求人広告と
違うよ!」



求人広告には「事務職」と書かれていたのに、
実際の仕事は訪問販売や電話勧誘。
面接でも営業の仕事をするなんて
一言も言ってなかった…。

全国675万人の労働組合「連合」が応援します!

就活応援ホットライン

相談
無料

なんでも
労働相談
ダイヤル



いこうよれんごうに
0120-154-052

専門の相談員が秘密厳守で対応します。

携帯電話、
スマートフォン
からでも

OK!



2013年12月10日(火)～11日(水) 午前10時～午後7時

左記期間以外も
受付けています!

日本労働組合総連合会

連合

検索